

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構地域公共交通出資等業務基準

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）（以下「法」という。）第29条の2の規定に基づき、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が認定軌道運送高度化事業等の実施に必要な資金の出資及び貸付け（以下「出資等」という。）を行うに当たって従うべき基準は、次のとおりとする。

1. 出資等の対象となる事業が満たすべき基準

出資等の対象となる認定軌道運送高度化事業等は、次の（1）から（4）までのいずれの事項も満たすものとする。

（1）政策的意義

地域のまちづくり・観光振興等の地域戦略との調和、環境への配慮を図りながら、持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築が推進され、地域全体の価値向上に貢献するものとなることが見込まれる事業であること。

また、当該事業の内容・計画が、関係する地方公共団体その他の関係者が実施する部分も含め、当該事業に係る地域公共交通網形成計画（法第5条）及び認定軌道運送高度化実施計画（法第9条）、認定道路運送高度化実施計画（法第14条）、認定海上運送高度化実施計画（法第19条）、認定鉄道事業再構築実施計画（法第24条）又は認定地域公共交通再編実施計画（法第27条の3）に定められている内容と整合していること。

（2）出資等の対象となる事業の実施主体

実施主体は、対象事業の運営を行う株式会社であって、同事業を行うことを目的として設立されたものであること。

（3）出資等に関する民間事業者のイニシアティブ

- ① 機構と協調して、民間事業者から対象事業に対する出資が行われること。
- ② 民業補完性に配慮し、三大都市圏の都心部及びこれに類する地域では、機構が単独で最大出資者とならず、それ以外では機構の出資額が民間出資額を超えないこと。加えて、機構と地方公共団体による出資額の合計金額が全出資額の2分の1未満となるよう努めること。

(4) 中長期における収益性の確保

- ① 実施主体は、公的な資金による出資等を受けることに鑑み、対象事業を効率的・効果的かつ確実に実施する経営体制を確保する等、適切な経営責任を果たすことが認められること。
- ② 対象事業は、客観的な需要予測を含むデューディリジェンスにより、中長期的な収益が見込まれること。
- ③ 一定の時期において、機構が保有する対象事業者の株式等の譲渡その他の方法による資金回収が可能となる蓋然性が高いこと。なお、この時期については、サービス開始から概ね10年後をひとつの目安とするが、案件ごとの各々の事情に応じて個別に判断するものとする。

2. 出資等に係る各段階において機構が満たすべき事項

機構は、出資等を行うか否かの決定、事業の進捗状況の把握・評価、保有株式の譲渡等の各段階において、次の(1)から(7)のとおり業務を実施する。

(1) 運営全般

- ① 公的資金の活用であることに鑑み、政策目的に沿って効率的に運用すること。
- ② 出資等に必要な組織体制を構築し、出資等に関する業務を担当する者が、業務上求められる知見・知識を有すること。
- ③ 出資等に係るリスクを継続的に把握・評価し、適切なリスク管理を行うこと。
- ④ 対象事業について、進捗状況を適切に把握・評価するとともに、出資等継続の必要性を毎年度検証すること。
- ⑤ 対象事業の経営に対する牽制機能を保持するため、出資を原則とし、貸付けは機構の出資先に限定すること。
- ⑥ 対象事業に出資等を行う際の内容及び対象事業の進捗状況等については、国に対し、適時適切に説明を行うこと。

(2) 出資等規律の確保

事業性を適切に判断できる体制及び出資等を行った後の事業進捗状況を把握・評価する体制を構築することにより、長期的な収益性の確保を厳格に目指す等、規律ある出資等を行うこと。

(3) 民業補完

- ① 民間事業者の事業の後押しをする観点を踏まえ、民業補完に徹すること。
- ② 機構は、リスクが高く民間事業者等のみでは十分な実施が困難な事業に対し、民間事業者等との間で適切なリスク共有を図りつつ出資等を行うこと。

(4) 機構の長期収益性

- ① 出資等全件を通じて得られる総収入額が、機構の出資等業務期間全体に必要な総支出額を上回るように、事業年度毎に進捗状況や収益性を適宜評価しつつ、長期収益性を確保するよう努めること。
- ② 個別の事業の業績が悪化した場合に、事業運営に必要な助言等を行うこと。それでもなお改善が見込めない場合には、対象事業者を含む第三者への保有株式譲渡等の方策を検討すること。

(5) 関係施策等との連携

- ① 出資等に係る各段階において、まちづくり、観光振興等の地域戦略と十分に連携し、これらの施策効果が最大限発揮されるよう配慮すること。
- ② 出資等に係る各段階において、国土交通省、関係する地方公共団体及び金融機関等との連携を図ること。

(6) 国土交通大臣に対する協議

出資等を行うに当たっては、その都度国土交通大臣と協議を行い、同意を得ること。

(7) 第三者委員会の設置

- ① 出資等業務の適正な運営を確保するため、機構に外部有識者から構成される第三者委員会を設置すること。
- ② 認定軌道運送高度化事業等に対する出資等を行うか否かの決定をするに当たっては、同事業の内容・計画及びその運営体制等につき、第三者委員会の意見を聴取すること。
- ③ 認定軌道運送高度化事業等に対する出資等を行った後、同事業に係る進捗状況の把握・評価の結果につき、定期的に第三者委員会に報告を行い、意見を聴取すること。
- ④ 機構が保有する対象事業者の株式等を譲渡等する際には、事前に第三者委員会に報告を行い、意見を聴取すること。
- ⑤ 第三者委員会の構成及び運営に関し必要な事項については、機構が別に定めること。

附 則

- 1 この業務基準は、国土交通大臣の認可を受けた日から施行する。
- 2 この業務基準における用語のうち、法において定義が定められているものについて

ては、その例による。